

4月スタート!

# こども誰でも 通園制度



☎ 伊奈庁舎みらいこども課 (内線 4205)

4月から「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」をスタートします。保育所など\*に通っていない0歳6か月～満3歳未満のお子さんを対象に、保護者の就労の有無を問わず、月10時間を上限に1時間単位で柔軟に保育所などを利用できるようになります。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
\*保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所



▶対象：利用日時点で0歳6か月～満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)であること

▶市内で利用可能な施設 ※各施設の受入年齢・受入時間・利用料金など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【4月から】

○市内公立保育所

○ちびっこランドみらい平園(富士見ヶ丘1丁目14-3)

○なのはな園(長渡呂新田840-2)

【6月から】

○認定こども園ふたばランド(紫峰ヶ丘1丁目10-4)

○富士見ヶ丘認定こども園(富士見ヶ丘4丁目14-6)

▶利用料金：300円程度/時間 ※利用料金は利用施設によって異なります。そのほか、昼食代などの別途費用が必要な場合があります。

▶利用方法

①いばらき電子申請・届出サービスで、市の認定を申請する。

②市から「認定証」と「総合支援システムのアカウント」が交付されるので、システムにお子さんの情報を登録する。

③システムから施設との事前面談・利用を予約する。

④施設を利用し、利用料金を支払う。



## 総合支援システムって?

事前面談・施設利用の予約・キャンセルのほか、登園・降園の記録など、こども誰でも通園制度に関するさまざまな手続きを、スマートフォンやパソコンから簡単に行える便利なシステムです。



4月1日(水)から

## 下水道使用料を改定します

今回の使用料改定は、安定的に下水道事業を継続していくため、中長期的な視点から適正な下水道使用料の検討を行い、使用料のご負担をお願いするものです。ご理解・ご協力をお願いします。☎ 谷和原庁舎上下水道課(内線5310)

### 改定の経緯

汚水の処理費用は、原則として下水道使用料で全額を負担することになっています。しかし、下水道施設の維持には多額の費用がかかるため、下水道使用料だけではすべての経費をまかなうことができません。その不足する財源を市が補てんし、事業を運営しているのが現状です。

下水道事業を安定的に継続していくため、令和5～6年度の2カ年で、下水道使用料の検討や経営戦略改定業務を実施し、「つくばみらい市下水道経営戦略」を見直しました。この経営戦略において、下水道使用料の改定が必要であると判断したことから、使用料を改定することになりました。

### 改定の対象

- 公共下水道事業
- 農業集落排水事業
- コミュニティ・プラント事業

※**取手地方広域下水道組合で運営管理している地域の下水道使用料は、令和6年4月1日に改定しました。**

### 下水道使用料新旧比較表(税込み)

区分	基本使用料(月)			従量使用料(1mあたり)			
	改定後	改定前	値上げ額	汚水排除量	改定後	改定前	値上げ額
一般汚水	880円	550円	330円	1～10m <sup>3</sup>	88円	77円	11円
				11～20m <sup>3</sup>	154円	143円	11円
				21～30m <sup>3</sup>	165円	154円	11円
				31～50m <sup>3</sup>	176円	165円	11円
				51～100m <sup>3</sup>	187円	176円	11円
				101m <sup>3</sup> ～	198円	187円	11円
一時使用汚水(汚水排除量1mあたり)				330円	187円	143円	